

# 平成21年第13回教育委員会記録

平成21年7月22日（水）

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

日 時 平成21年7月22日(水) 午後2時00分～午後3時14分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 大藏 雄之助 職務代理者 宮坂 公夫  
委員 安本 ゆみ 委員 大橋 辰雄  
教育長 井出 隆安

出席説明員 事務局次長 小林 英雄 教育改革担当長 森 仁司

庶務課長 徳 嵩 淳一 教課 育人事企画長 佐藤 浩

教育改革推進課長 岡本 勝実 教務委員会事務局事務包括指導主事 筒井 鉄也

学校適正配置担当課長 齊藤 俊朗 学務課長 加藤 貴幸

社会教育課長 森田 師郎 済美教育一長 小澄 龍太郎

済美教育一長 坂田 篤 済美教育一長 田中 稔

中央図書館長 和田 義広

事務局職員 庶務係長 日下部 仁 法規担当係長 佐野 太一  
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 20名

### 会議に付した事件

#### (議案)

議案第53号 区立幼稚園の改革方針(案)について

議案第54号 学校外の人材の小中学校長登用について

#### (報告事項)

(1) 平成21年度学校支援本部新規設置校への財政支援について

(2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧

## 目 次

議事録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

### 議案審議

議案第53号 区立幼稚園の改革方針（案）について・・・・・・・・ 4

議案第54号 学校外の人材の小中学校長登用について（**人事案件につき非公開**）

### 報告事項

(1) 平成21年度学校支援本部新規設置校への財政支援について・・・・・・・・ 11

(2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧・・・・・・・・ 17

**委員長** ただいまから平成21年第13回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、大橋委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内のとおり、議案が2件、報告が2件となっております。

日程第2、議案第54号は、人事に関する案件となっております。

以上につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条により、会議を非公開にしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。よろしゅうございませうか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がないようですので、議案第54号につきましては、会議を非公開といたします。

日程第1、議案第53号「区立幼稚園の改革方針(案)について」を上程し、審議いたします。

学務課長から説明をお願いいたします。

**学務課長** それでは、私のほうから、議案第53号「区立幼稚園の改革方針(案)について」、説明させていただきます。

かねてから課題となっていました区立幼稚園の見直しに関しましては、このたび、改革方針(案)を策定いたしましたので、今回、議案として提出させていただくものです。

まず、資料のほうですが、3枚めくっていただきまして、改革方針(案)の1ページをご覧ください。最初に、「区立幼稚園改革の必要性」について説明させていただきます。

ご案内のとおり、区内には区立幼稚園の他、私立幼稚園が存在しておりまして、共に就学前の幼児教育の担い手として、区民の期待にできてきましたが、少子化等が進む中で、共に定員充足率が、平均70%程度に減少してきております。また、保育時間の延長を望む幼稚園児の保護者ですとか、十分な幼児教育の実施を求める保育園児の保護者が多くなるなど、保護者のニーズが変化してきております。その辺に加えまして、最近、保育需要が急増しており、とりわけ3歳児からの保育の受け皿づくりが急務となっているところでございます。また、最近、教育基本法の改正等によりまして、就学前の教育を充実させる必要性も高まっております。幼稚園と保育園は、同じ幼児のための施設でありながら、所管官庁が分かれているというようなことで、長く二元化された制度のもとで運営されており、その見直しが迫られているところでございます。そうしたことから、こうした環境の変化などに適切に対応するために、従来の枠組みを超えた抜本的な改革が求められていると考えているところでございます。

それでは、まず、最初に戻っていただきまして、表紙から2枚目をご覧くださいと思います。この概要に基づきまして説明をさせていただきますと存じます。

今回、区立幼稚園の改革方針(案)ですが、まず現行の区立幼稚園につきましては、廃止いたしまして、区独自の幼児育成施設として、幼保一体化施設として発展的に転換をしていくという

ことで、今回の方針（案）を策定したものでございます。

基本的な考え方でございますが、幼児教育と保育サービスを融合させて、一体的に提供する「（仮称）子供園」として転換を図っていくものではございます。

この「（仮称）子供園」は、保護者の就労形態にかかわらずに、就学前の幼児教育や保育サービスの充実・強化を図って、子どもが共に育って、小学校への円滑な接続ができる施設と考えております。また、不足する3歳児以降の保育サービスを提供して、急増する保育ニーズに的確に対応するというところでございます。また、区独自の育成プログラムを開発・実施し、その成果を踏まえて、保育施設等に普及、拡大を図ってまいります。さらに、地域における多様な子育て支援事業の積極的な展開に取り組んでまいります。

次に、「（仮称）子供園」の概要でございますが、裏面をご覧くださいと存じます。

施設名称、目的などにつきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。設置根拠でございますが、区独自の幼保一体化施設として区の条例により設置してまいります。ただし、学校教育法上の幼稚園の認可は継承してまいります。対象年齢は、3歳児から5歳児ということでございます。クラス編成は、原則として3歳児から5歳児、各1クラス。定員は、3歳児は16名程度で、4・5歳児が各32名程度と考えてございます。事業内容でございますが、施設の開設時間は、朝の7時半から夕方6時半までとしまして、長時間の保育を必要とする幼児に保育サービスを提供します。これにつきましては、土曜日と、夏休みなどの長期休業中も含みます。また、長時間の保育を必要とする子ども以外の子どもも含めまして、すべての園児が在園するコアタイム、9時から2時でございますが、この時間につきましては幼児教育を実施いたします。さらに、すべての子育て家庭を対象にいたしまして、様々な子育て支援事業を積極的に展開してまいります。スタッフといたしましては、幼稚園教諭の他に保育士を考えているところでございます。

表に戻っていただきまして、3の実施のための環境整備等でございますが、所管部署は、区長部局ということで、具体的には、子ども家庭担当部に一元化することを考えてございます。また、現有の幼稚園教諭のほかに保育士を配置して、新たなサービス提供に対応した人員体制や勤務体制を整備してまいります。保育料につきましては、現在の区立保育園の保育料や、また、区が現在整備しております保育室における保育料などを参考に検討してまいります。また、保育環境を確保するために、必要な施設整備を図るということで、現在、管理人室が4園に設置されておりますが、こういったものにつきましては、「（仮称）子供園」の開園に合わせて廃止してまいります。また、現行の施設規模などから、当面、給食室は設置せずに、弁当対応ということでやっております。ただし、おやつは提供していくつもりでございます。

次に、実施に向けた経過措置等でございますが、既存の幼稚園の在園児がいるということや、

また、園ごとに取り巻く状況が異なるという実態を踏まえまして、22年度から24年度の3カ年で、段階的に記載のような形で移行・転換していくよう考えてございます。なお、転換する前年度の入園募集は、原則として3・4歳児各1クラスで実施いたします。

また、高円寺北幼稚園の転換後の事業内容などにつきましては、杉並第四小学校との併設施設であることから、別途、必要な検討・調整を行ってまいります。

最後に、今後の進め方でございますが、改革方針（案）につきまして、今後、区民意見提案手続を実施するとともに、幼稚園の関係者などへの説明も行い、区民の理解と協力を得るように努めてまいります。また、その区民意見提出手続などを踏まえまして、改革方針を決定した後に、区議会に条例案や補正予算案を提案いたします。区議会での議決を経た後に、平成22年4月に（仮称）子供園を2園、来年の4月に開設をいたしますが、その実施体制の準備や入園募集、施設整備等を進めていくということでございます。

説明は、以上でございます。議案の朗読は、省略させていただきます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願いいたします。

**委員長** ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございましょうか。

**安本委員** よろしいですか。

**委員長** はい、どうぞ。

**安本委員** まず、所管部署は区長部局に一元化ということなんですけれども、先生については教育委員会のほうで募集したりとかということだったと思うんですが、その体制はそのままですか。

**学務課長** 幼稚園教諭の人事関係につきましては、基本的には教育委員会に残ると考えております。幼稚園教諭の身分や人事、あるいは研修、こういったこと以外のことにつきまして、区長部局のほうに所管を移すと考えております。

**安本委員** そうすると、教育委員会はどういう立場になるんですか。この子供園に関しては人事のこと以外は、もう、やらないと。

**学務課長** 基本的にはそこが中心になりますけれども、ただ、当然、教育委員会としての子どもたちの教育の中身につきまして、必要な調整ですとか、そういったことは、今後も続けていくところはあるというふうに考えております。

**安本委員** わかりました。

あと、コアタイムというところですが、要するに、保護者側としては、幼稚園としての機能と保育園としての機能を両方兼ね備えたものがあるというふうに思えばいいんだと思うんですが、そうすると、保育園として7時半から夕方6時半までお預けになりたい方と、9時から2時で結構と、幼稚園としてのその時間だけで結構という方が分かれると思うんですが、そうしますと、

そここのところの混乱というか、ごたつきみたいなことは何か想定していらっしゃいますかということ。あと、例えば、9時から2時の人が、「ちょっと今日はすいません、3時半までお願いできますか」とか、「朝早目に8時からお願いできますか」とか、そういうことはできるんですか。そうすると、それは延長保育とかいうもので、また別口で対応するのか、子供園として、その保育園としての機能の中で対応するのかどちらでしょう。

それから、もう一ついいですか。

幼稚園と保育園というのは全く別というふうに私は認識しているんですけども、それを一緒にするということは、今、コアタイムとおっしゃった9時から2時の間のところだけを、共にということになるわけですね。

**学務課長** はい。

**安本委員** そういうことだと思うんですけども、だとしたら、そここのところで、要するに幼稚園というか、9時から2時のコアタイムしか来ない子どもたちと、朝から来て夕方まで来ている子どもたちとの間のことを私はちょっと心配なんですけれども、その辺りのことはどういうふうにお考えでしょうか。

**学務課長** 長時間の保育を受ける子どもと、9時から2時までの子どもが混在するような施設になるということで、混乱はないかというようなお尋ねですけども、それぞれ、いわゆる保育サービスを受けるお子さんにつきましては、そのためのスタッフもきちんとつけるつもりですし、また、保育サービスのための専用室というような別の部屋も用意していこうというようなことで考えておまして、今までの幼稚園としての幼児教育をやっていた保育室は、別に用意するということで、それぞれ切り替えてやっていくことができるかなと思っておりますので、特に混乱ということはないと考えております。

また、いわゆるコアタイムの時間だけのお子さんについて、今日は他の時間も預かって欲しいというようなお申し出があったといった場合ですけども、一応、これも今後検討していかなければならない部分です。一時保育というような形で、普段は9時から2時までですけども、今日については別の時間もということについても、対応する体制はとっていきたいと考えております。これについては、また料金などを別体系とか、これは考えていかないといけないかなと思っております。

そういった中で、9時から2時までの子どもと、それから長時間いる子どもというものの調整はきちんととっていけるものと考えております。

**安本委員** それから、もう一つ。「父母と教師の会」というのが、小学校でいう保護者会みたいな形であるんですけども、恐らくこれは、保育園にも似たようなのもあると思いますし、そこ



のところは、結局、時間帯が2つになるわけで、ずれるんですけども、そういう父母と教師の会みたいなのは、どういうふうな立場というか、兼ね合いみたいになるのか。あと、そうすると、先生というの、まさか朝の7時半から夕方の6時半まで1人の方が同じ日、ずっといらっしゃるといえるわけではないわけで、分かれるわけですね。そうした時に、要するに保護者と教師との間とか、そういうものに関してはどういうふうにお考えですか。うまくいくのかしらと、ちょっと心配ですが。

**学務課長** 保護者会につきましては、今までは、幼稚園としての保護者会という形ですが、今後は、そういう長時間保育のお子さんが入ってくるということになりまして、あくまでもそれを前提にした保護者会の組織替えといたしますか、そういったようなものを今後していかなければいけないかなと思っております。

教育委員会ですとか、いろいろなところでご協議いただいた上で、今後、「父母と教師の会」ですとか、そういったところにもご説明をしていく予定でございますので、そういった中で、そういった話題についても議論していきたいと思っております。

**安本委員** あと、長期の休業というのがありますよね、夏休みとか。保育園というのは、その間もあると思うんですが、そういうものはそのまま踏襲して、子供園の中の夏季中もそれは残すおつもりですか。

そうすると、コアタイムだけに来ている幼稚園として考えていらっしゃる保護者の方も、夏休みも通園オーケーみたいになるわけですか、例えば。

**学務課長** 基本的には、今度の新しい子供園につきましては、夏季休暇のような長期休業中も施設としては開けているということで、保育について実施をしていくというふうに考えております。ただ、一般的にいわれるコアタイムだけのお子さんにつきましては、今までの幼稚園と同様に夏休みのような形にとっていただくこともできますし、また、ご要望に応じまして、その一時保育というような形で、その期間につきましても、保育サービスも受けることもできるというふうにしていくべきかなと思っております。

**安本委員** 簡単に言うと、杉並区の「(仮称)子供園」というものには、要するに保育園と同じという、その時間帯とか考え方は基本的には同じだと思えばいいんですか。

**学務課長** 基本的には、現在の保育ニーズの需要が高まっているということについての対応をしていかなければならないということが、まずありますので、そういった保育園と同様の時間で、同じようなサービスを実施していくということは、基本に考えております。

**安本委員** この改革方針(案)についての最初に、「区立幼稚園を廃止し」という言葉が出てくるんですけども、これは、方南幼稚園でしたか、廃止ということになったときに、やはり一時、

保護者の方たちがかなり動揺されたり、いろいろありましたので、このことを謳うからには、必ず在園の保護者の方、すべての方にきちんと納得のいくご説明というか、していただきたいと思っています。

やはり、ちょっとこの言葉はすぐひとり歩きして、廃止とかいうのは行ってしまうので、そのところは丁寧にご説明いただきたいと思っています。

**学務課長** はい。

**安本委員** よろしく願いいたします。

**委員長** ほかに、ございますか。

**大橋委員** よろしいですか。

**委員長** はい。

**大橋委員** 端的で構わないので、(仮称) 子供園と、今までの認定子ども園との違いですか、そういうものをちょっとお聞きしたいということと、あと、幼稚園と保育園というものが一緒になると、サービスが融合されるというふうに記載されているんですけども、そうすると、幼稚園教諭と保育士の関係といいますか、そういったものはどのように進めていくように考えているのかということをお聞きしたいと思います。

**学務課長** 今回の(仮称) 子供園と認定子ども園との違いということでございますが、認定子ども園は、ご案内のとおり、法律に基づいた制度ということで発足しておりますが、基本的には保育園と幼稚園が、それぞれ認可された立場のものがくっついているような、そういったような立場で一般的には受けとめられていると思います。今回の子供園につきましては、特にそういった保育園を合体するというのではなくて、元々の幼稚園という施設と、それから幼稚園教諭という人材、そういった現有の資源といいますか、そういったものを生かしまして、今まで区立の幼稚園と保育園で実践されてきた経験ですとか、ノウハウですとか、そういったものを生かして運営していく、杉並区独自の施設だと考えております。特に、国とかが定めている、いろいろなたががはまっていると申しますか、そういった部分につきましては、そういった規制を受けることなく、区の独自の条例に基づきまして、運営できる施設だと考えております。

また、幼児教育と保育のサービスの融合ということでございますが、幼稚園教諭と保育士がそれぞれ同じ現場で働く事業になりますけれども、これは先ほどのコアタイムの部分を幼稚園教諭だけがやるとか、そういうふうな形は考えておりませんで、お互いに幼稚園教諭と保育士が、それぞれの今まで持ってきた専門性といえますか、そういったものを生かしながら、保育士の方は、子どもと長時間向き合ってきたような、そういった経験あるいはノウハウ、そういったものを生かしてもらい、また幼稚園教諭のほうにつきましては、幼児教育の今までの実践といえますか、

その積み重ねがございますので、それを相互に良いところを生かしながら運営していく、そういったような関係になるかなと思っております。

**大橋委員** 結構です。

**委員長** 他に、ありますか。

私が教育委員になりました時から、もう既に幼稚園は定員を満たしておりませんで、その後、方南が1つ閉鎖になりました。それで、保育所のほうは、今ほどではなかった、この二、三年ほどではなかったと思いますけれども、やはり保育所はウェイティングがありまして。ですから、幼稚園のほうは定員を満たしていないだけではなく、私立の幼稚園の一部のようにバスを持っているわけでもないし、それから杉並区の中に均等に6カ所開かれているわけでもありませんので、どちらかという、専業主婦でないと送り迎えができないというような状態でしたから、私は改革すべきであるということを常々何回も言ったことがあります。今回は非常に唐突に来年からということですから、びっくりしましたけれども、基本的な方針としては、私はいいだらうと思います。

平成18年に認定子ども園という制度ができましたときから、私は注目をしております、そういうものでどうだろうと見ておりました。それによりますと、何も決めていないんですね、結局、認定子ども園というのは、どうしてかという、文部科学省と厚生労働省が幼保一元化ということでは反対はしないと、それがいいと言っているながら、どちらも自分のほうに引き寄せようとするものだから、結局、法律が作れなかったんですね。だから、細目については、すべて自治体が決めればよろしいということになっていますから、非常に自治体の裁量権が大きくなりました。だから、これは画期的なことだと思います。そういう点では、非常にいいと。しかし、今、できているのは全国に40ぐらいしかないんですかね。もう丸2年、制度ができるようになってから、あるんですけども、進んでいない。どうしてかといいますと、私が知っている限りで言えば、できている40ヶ所も、力のない、経済力の弱い小さい自治体が多いんです。大きなところは、ほとんど手をつけていません。で、自治体が決めることになっていますが、なかなか決めようがない。しかも、私立の認定子ども園は、非常に難しくなっています。だから、公立でないとできない。ただ、地方自治体が自分でやるには、非常にいろんな今までのしがらみがあってできないんです。できているところは、さっき言いましたように経済力が弱いために、幼稚園と保育所の弱いところをとりまして、悪いほうにつけられているんですよ。だから、先ほどのご提案からすると、両方の良いところをとってやろうということですが、今できているものは、大部分が条件を切り下げるために両方作っているようなところが多いんです。

ですから、杉並区がもしもここで、本当に保育所の長所、長期に預かることができる、それか

ら幼稚園として就学前の教育も施すことができるというような両方を兼ね備えてちゃんとやれば、これは全国的なモデルになると思いますので、ぜひやっていただきたいと思います。私は、それは積極的に、これは、良い方向への脱皮だと思います。

それで、幾つか質問があります。1つは、名称というのは、例えば、高井戸子供園になるんですか。下高井戸幼稚園というのと堀之内が最初になくなりますけれども、そういう名称はそれを継承するんですか。

**学務課長** これにつきましては、議会のほうに条例を今後提案いたしますので、その中で定めていくということになるかと思います。

**委員長** さきほどの安本委員からもありましたように、その両方をミックスというのはなかなか難しい部分も過渡期にはいろいろ出てくるとと思いますので、それをうまく処理をして、充実をしていただきたいと。

それで、これも教育委員会を離れますけれども、両方から、さっきの文科省と厚労省みたいなもので、教育委員会がやればどうしても文科省がやっている学校教育法のほうに従わざるを得ません。それで、区長部局のほうでやれば、これは厚生労働省がやっているような従来の保育所のほうの系統のものを引き継がざるを得ないようなところがありますけれども、これを一緒にして進行させるのは非常にいいと思います。だから、これをやっていただきたいんですが、そこには十分お考えをいただいて。

しかも、今日、承認するのはこの方針（案）であって、このとおりにやるということではない。まだ、いろいろなところのご意見を聞き、区議会もあるでしょうし、区長部局の関係部署もあるでしょうし、教育委員会事務局からもいろんなことを言えるでしょうし。そして、それをすり合わせて、この案以上のものに、もっと実現可能ないいものにしていただきたいと思います。そういう側面で、私は賛成です。

他にご意見がなければ、これは承認してよろしゅうございますか。

（「はい」の声）

**委員長** では、この方針を案として、承認いたします。どうもありがとうございました。

それでは、次に日程第3、報告事項の聴取に入ります。

はじめに、「平成21年度学校支援本部新規設置校への財政支援について」の説明を、教育改革推進課長からお願いいたします。

**教育改革推進課長** それでは、私から、「平成21年度学校支援本部新規設置校への財政支援について」、ご説明いたします。

現在、学校を舞台とした地域のボランティアの方々による、様々な学校支援活動というのが

行われております。こうした活動は、子どもたちにとって非常に重要で貴重な活動でございますが、現実的には、学校側にとってこうした地域のボランティアの方々との日程調整を行うことがだんだん難しくなってきました。しかし、今後、学校教育活動のより一層の充実、発展を図るために、これまで学校が行ってきた地域のボランティアの方々との連絡や日程調整など、学校に代わって学校支援本部が担い、教員が授業や部活動、生活指導などに専念し、児童・生徒と向き合う時間を増やすことを目的とする仕組みが、この学校支援本部です。

今回は、この学校支援本部の新規設置につきまして、以下のとおり財政支援を行うことといたしましたので報告をいたします。

まず1番目として、今回の募集期間及び募集状況でございますが、募集期間は記載のとおり5月22日から6月17日まで。応募状況でございますが、小学校15校、中学校4校の19校が応募いたしました。このうち、合同の支援本部として、高円寺中学校、杉並第四小学校から応募もございました。

2番目として、選定の方法及び経過でございますが、まず選定手順として、教育改革推進課内に選定委員会を設け、企画書等の書類審査を1次審査とし、当該校の校長及び学校支援本部の代表者等を対象にヒアリング審査を2次審査として実施いたしました。この審査の視点でございますが、記載のとおり、設置の目的と活動目標、そして組織体制などがございます。

3つ目として選定の経過でございますが、書類審査は各校から出された書類をもとに、またヒアリング審査は、先ほど申し上げたとおり、学校長と学校支援本部、地域の方を対象に実施いたしました。最終的に7月10日に選定委員会内において、審査を行ったところでございます。

選定の結果でございますが、今回は応募していただいた学校19校、すべて選定ということになりました。先ほど申し上げたとおり、高円寺中学校、杉並第四小学校については、合同支援本部となっております。また、この合同支援本部につきましては、現在、支援本部を設置しておりますところでは、和泉小、新泉小、和泉中が合同支援本部を設置してございます。

その他といたしまして、学校1校当たり50万円の事業費に係る財政支援のほか、国が行っております「学校支援地域本部事業」を活用して、地域コーディネーターの人件費等を支出するという事になってございます。

私からは、以上です。

**安本委員** よろしいですか。

**委員長** はい、ご意見ありますか。

**安本委員** 幾つかあるんですけども、1校当たり50万円の事業費に係る財政支援で、これは予算計画書というのは立てているわけですか。

**教育改革推進課長** はい。

**安本委員** そうしますと、今おっしゃった国の「学校支援地域本部事業」、ここは。

**教育改革推進課長** 50万円とは別に、最大約50万円ということで地域コーディネーターの人件費等に充てることができるということです。

**安本委員** 最大50万円、1校当たりですか。

**教育改革推進課長** はい、約50万円です。

**安本委員** あと、地域コーディネーターとか学校教育コーディネーターとかコーディネーターはいっぱいいるんですけども、この地域コーディネーターというのは、もう少し簡単に言うと。

**教育改革推進課長** 学校教育コーディネーターはもともと幾つかの学校を持って、こっちの学校、あっちの学校に行って、それぞれ日程調整とか民間企業の紹介とかをしていただいたんですけども、地域コーディネーターはそれに代わるもので、学校支援本部の中で、その地域コーディネーターの役割を担っている方が、実際に地域の方々の日程調整やその他を学校コーディネーターのように行うというものでございます。

**安本委員** そうして、地域コーディネーターというのは、その学校支援本部の中からというか、そこで選ばれるという意味ですか。

**教育改革推進課長** はい。

**安本委員** わかりました。

そうしますと、1校当たり50万円の事業費に、プラス最大50万円が国から来ると。

**教育改革推進課長** はい。

**安本委員** 100万円という希望は持てるということですね、平たく言うと。

**教育改革推進課長** 最大で100万円と。

ただ、この地域コーディネーターにつきましては、今のところ平成20年度から22年度までの限定ということになってございます。

**安本委員** そうしますと、その人件費以外でも、別に「学校支援地域本部事業費」というのは使えるわけですね。

**教育改革推進課長** 学校支援本部の予算はございます。それが、消耗品に使ったりですとか。

**安本委員** それは別に、構わないと。

**教育改革推進課長** はい。サポーターの方にお支払いしたりとかいうものもあります。

**安本委員** そういうことは国がオーケーすれば。

**教育改革推進課長** 国のお金ではなく、これは区の予算です。国のお金は、あくまでも地域コーディネーターの人件費として時間当たり幾らという形で、年間最大、約50万円まで支出が可能と

いうことでございます。

**安本委員** 国の「学校支援地域本部事業」。

**教育改革推進課長** 学校支援本部の予算というのは、あくまでも支援本部の活動として、例えば、ゲストティーチャーをお呼びいただいたときに謝礼をお支払いしたりとか、それから、いろんな紙を買ってチラシを作ったりですとか、パソコンを買ったりですとか、そういったものに使うということになります。この地域コーディネーターのお金は、その学校支援本部の中で地域との調整を行っていただく役割を担っている方に、1時間当たり幾らという形で、年間、最大50万円までお支払いするというものです。

**委員長** 他にありますか。

**大橋委員** 安本委員、終わりですか。よろしいですか。

**安本委員** どうぞ。また聞きたいことができたなら言うかもしれません。

**大橋委員** 1つは、合同で支援本部を作った場合、校数としては2校、これはあるわけじゃないですか。

**教育改革推進課長** はい。

**大橋委員** それは、2校分の予算がつくんでしょうか。

**教育改革推進課長** はい、そうです。

**大橋委員** 要するに、100万円つく。

**教育改革推進課長** はい。

**大橋委員** そういう話になっているんですか。

**教育改革推進課長** はい。

**大橋委員** ちょっと細かい話なんですけれども、1校当たり50万円の事業費と書かれているんですが、事務費というふうに、私は最初、聞いたような覚えがあるんです。事務のものに使うもののみ。先ほど、講師の謝礼というのもここからということだと、「学校支援地域本部事業」の方から講師費用は出すということですか。

**教育改革推進課長** いえ、講師費用は、この1校あたり50万円の事業費の中から。謝礼というか、ボランティアの方に報償費という形で1回当たり幾らということ。

**大橋委員** 出すと。

**教育改革推進課長** ええ。

**大橋委員** こちらのほうは、元々の50万円の事業費。

**教育改革推進課長** 中に入っています。

**大橋委員** その中に入っているんですか。

**教育改革推進課長** はい。

**大橋委員** 割合に柔軟に使えるようには変わってきているということでしょうか。

**教育改革推進課長** そうですね。学校ごとに。例えば、消耗品ですとか、切手を買うなどの通信費ですとか、学校ごとにその割合が違います。

**大橋委員** それはいいんですけれども、審査の視点ということで、現実性と将来展望というところがあるんですが、要するに予算を立てて、その50万円というものに対して予算を合わせて予算をいただくというふうに、活動の中でやっぱり変更されてくる部分ってあると思うんですよ。最初の段階で出てくるその50万円というのが、要は、だから事務費なんじゃないんですか。それとも、講師を呼ぶかどうかの活動も、全部、1年分出して、予算の申請をするというのが、ここの審査の観点の中であったということですか。

**教育改革推進課長** はい、そうです。

**大橋委員** あともう一つだけなんですけれども、当初のこの学校支援本部事業設立当時に、要するに事務費というふうな使用というような観点から、設備もしくは、例えば、コピー機を買うだとか、印刷機、パソコンを買うだとかということで、例えば、秋葉原に行ったら安いかもしれないというようなものがあつた時に、区の方で選ばれている業者のほうで買うとか、そんなふうになっていなかったでしたか、その前は。

**教育改革推進課長** 区で選んでいる業者というよりは、例えば、パソコンで言うと、今は恐らく1台15万円から17、18万円ぐらいだと思うんですけれども、今回、支援本部19校ということになりますと、最大19台設置となります。これは、区の規則に則って、入札を行って購入するという形になろうかと思えます。

**大橋委員** それは、もうある意味そのところで決まっているわけですね。

**教育改革推進課長** はい。

**大橋委員** わかりました。

**安本委員** よろしいですか。

**委員長** どうぞ。

**安本委員** 事業費という形になっているので、さっき大橋委員がおっしゃったように、前はすごく縛りが結構あって、これにはいいとか、これにはだめとかあつたというふうに私も聞いているんですけれども、それ自体を事業費というふうに括って、あまり縛らないというふうに考えてよろしいということだと、自由に出して、予算が通れば、それはオーケーというふうになるんですか。

**教育改革推進課長** そうですね。ただ、もともと、例えば、備品購入といいますのは、初年度の



パソコンというのが原則的に認めている範囲ですので、それ以外の物の購入については、原則は認めていないというところです。消耗品の範囲、また、あるいは学校の中の設備で共有できるもの等が、当然、ございますので、そういったものを有効活用していただくというところです。

**安本委員** それは、どなたでも考えることでものね。あるものは使ったほうがいいに決まっているわけですから。

**教育改革推進課長** はい。

**安本委員** わかりました。

あと、学校教育コーディネーターの方というのは、杉並区は先駆的に何人もすばらしい方がいらっしゃるんですが、この方々は、今、どういうふうなお仕事というか、なさっていらっしゃいますか。

今後、これは地域コーディネーターにとって代わる、こういう言い方は失礼ですけども、変わっていくと思うんですが、どうでしょうか。

**教育改革推進課長** 学校支援本部が設置されていない学校で、学校支援本部が翌年度、またその次の年度に設置できるように、その学校に行きまして、コーディネートの見本を見せているといますか、こうやって地域の方々、あるいは民間企業の方を呼んで、学校の支援活動をしていただいでくださいということの活動を行っていただいているというところです。

**安本委員** 今後は、そういう方に移行していくというふうに考えると。

**教育改革推進課長** はい、それが地域コーディネーターになっていくということです。学校コーディネーターが、今はまだ学校支援本部が設置されていない学校でその活動を行って、それが今度、新しく学校支援本部が立ち上がったときに、その地域の方々とのコーディネートなどを、今度は支援本部の中の地域コーディネーターが、学校コーディネーターに代わってその役割を担っていくと。役割が変わる。

それまで学校支援本部がない時には、学校コーディネーターが幾つかの学校に行って、そのコーディネートの役割をしていたものが、学校支援本部が立ち上がった時には、先ほど委員がお話しいただいたように、その支援本部の中から地域コーディネーターを選んでいただいて、その方が地域のボランティアの方々とコーディネート、調整をしていただいて、支援活動をしていただくということになります。

**安本委員** 要するに学校教育コーディネーターが作った道を、地域コーディネーターも引き継ぐというふうに考えてよろしいですか。

**教育改革推進課長** はい、それで結構です。

**安本委員** はい、わかりました。ありがとうございました。

**委員長** 今回、新しく設置する学校についてですけれども、既にできているところについては、22年度まではやはりこれと同額のお金が出るんですか。

**教育改革推進課長** はい、そうです。

**委員長** これで、今度19校、18支援本部ですけれども、現在までに幾つできているんでしょうか。

**教育改革推進課長** 失礼しました。資料の2枚目に参考としておつけしてございますが。

**委員長** ああ、そうですか。ここにありますか。

**教育改革推進課長** 現在、小学校が43校中、今回で33校、中学校が23校中19校ですので、残りが、小学校10校、中学校4校の、合わせて14校となります。こちらのほうは、ビジョン推進計画で22年度に全校設置ということを計画してございます。

**委員長** 22年度、来年ですね。そうですか、わかりました。どうもありがとうございました。

他に、何かございますか。

なければこれで結構でございます。聴取を終わりました。

次に入ります。次は、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」の説明でございます。社会教育スポーツ課長からお願いいたします。

**社会教育スポーツ課長** 私からは、定例でございますが、共催・後援名義使用承認一覧のご報告でございます。

6月分でございます。

恐れ入ります。1ページをおめくりください。全部で、新規9件でございます。

まず、社会教育スポーツ課でございますが、4番から8番まででございます。1番目は、「MOA美術館杉並児童作品展実行委員会」によるものでございまして、杉並児童の作品展でございます。2点目、「ホアパアニ」、これは遊び仲間というハワイ語だそうでございますけれども、ハワイアンフェスティバルでございます。3点目、「ありウキミュージカル実行委員会」によるものでございます。これは、ミュージカルでございます。それから、「ドナウ児童青少年演劇日本公演2009実行委員会」によるものでございます。青少年演劇の日本公演というものでございます。それから、「明治大学法学部」によるものでございまして、これは裁判員制度の講演会というものがございます。

恐れ入ります。2枚おめくりください。これは、社会教育センター承認分でございますが、「アートサークル『クレー・ママ』」というもので、「陶芸でコミュニケーション」という内容のものでございます。

それから、また2枚おめくりください。恐れ入ります。庶務課でございますが、「すぎなみ地域大学」によるものでございまして、水谷修氏の講演会でございます。

それから、その次のページをおめくりください。「伝承文化研究所」によるものでございまして、田植え祭参加企画でございます。これは、期間といたしましては、6月にも行ったものでございます。

それから、次のページでございます。「社団法人東京青年会議所杉並区委員会」によるものでございまして、「杉並区まちの安心フォーラム2009」というものでございます。これは、8月に開催をする予定でございます。

以上、私のほうから9件のご案内でございました。以上です。

**委員長** 何かございますか。

これは本質と全然関係ないんですけども、社会教育スポーツ課以外のものは、全部、新規が前に出ておりまして、社会教育スポーツ課も従来は新規というのが大体トップにあったと思うんですけども、どうしてこれ、3番目以下になったんですか。

**社会教育スポーツ課長** 集計の都合ですが、できるだけ前のほうに持ってきていたいと思っています。ご指摘のとおりでございます。

**委員長** いえ、別に文句があるわけでもないんですが。大体、一番前に今まで出ておりましたので。

**社会教育スポーツ課長** その方が見やすいですので、できるだけそのようにさせていただきたいと思えます。

**委員長** はい、どうぞよろしく。

**社会教育スポーツ課長** はい。

**委員長** 聴取終わりました。どうもありがとうございました。

それでは、これで、冒頭にお諮りしましたように、議案第54号は非公開になりますので、どうぞよろしく願いいたします。

どうぞ、庶務課長。

**庶務課長** これから秘密会に入りますので、次回の日程をお知らせ申し上げたいと思えます。

次回の定例会の日程は、8月12日、水曜日、午後2時からということで予定しております。この定例会におきまして、中学校教科用図書の採択に関する審議を予定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

**委員長** どうもありがとうございました。それでは、秘密会になりますので、傍聴者の方は恐れ入りますが、ご退室をお願いいたします。

**(以下、人事案件につき非公開)**